

県と公社等の委託事業に係る随意契約状況調査票(平成30年度)

部等名 土木建築部
課名 技術・建設業課

公社等名 (公財)沖縄県建設技術センター

| No. | 委託業務名 | 委託業務内容 | 契約額(千円) | 随意契約の方法 | | | 随意契約の理由 | 再委託の有無 | 再委託の理由 | 県の担当課 |
|-----|-------------------------------|--|---------|---------|-----|--------|---|--------|--------|---------|
| | | | | 1者随契 | 相見積 | プロポーザル | | | | |
| 1 | 平成30年度 沖縄県リサイクル資材評価認定制度運営業務委託 | ゆいくる制度の普及活動、資材認定・評価基準改定・品質管理要領に係る諸事務を行う | 12,852 | ○ | | | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 本業務は、リサイクル建設資材が評価委員会で承認されるまでの適正な処理や対応が求められるものである。 また、工場の立入検査は、是正指示や資材一時使用停止等の根拠となるため公平・公正に実施する必要がある。公益性の高い業務で、他にかわるものがないことから(一財)沖縄県建設技術センターと契約。 | | | 技術・建設業課 |
| 2 | 平成30年度 電子納品保管管理業務委託 | 公共施設情報管理システムを活用した電子納品データの登録、保管管理及び利活用を行う | 5,692 | ○ | | | 沖縄県建設技術センターでは、沖縄県土木建築部所管の情報を総合的に管理する「公共施設情報管理システム」を構築し、沖縄県の各課所は効率良く業務を行うことができるものとなっている。同システムを活用した電子納品保管管理を実施することにより、台帳等管理施設と連携して公共施設管理者の適正かつ効率的な業務の支援ができる。 | | | 技術・建設業課 |

| | | | | | | | | | |
|---|------------------------------|---|--------|---|--|--|--|--|---------|
| 3 | フライアッシュコンクリートに関する品質確保等検討業務委託 | 沖縄県で発注する工事に用いるFACの利用や施工に対する標準の考え方を示すため、指針を策定する。 | 5,670 | ○ | | 沖縄県建設技術センターでは、琉球大学と共同でFAC各種配合試験、各種配合検討業務に携わり、内容について充分熟知している。また策定に向け、円滑に業務を遂行していく必要があり、同センターは民間企業等と利害ない独立した機関であり、公平な立場で最終版作成するにあたり、条件を十分に満たしている。 | | | 技術・建設業課 |
| 4 | 平成30年度 建設材料試験調査研究業務 | 県内で実施される公共工事に用いる工事用資材の品質確保を目的とした試験業務 | 67,600 | ○ | | <p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</p> <p>本業務は、公共工事に使用する建設資材全般の適正な品質確保を図るため試験研究業務を行うものであり、(一財)沖縄県建設技術センターは、社会資本整備等を支援し、県民福祉の増進に寄与することを目的として、県市町村の出捐により設立された民間事業者との利害関係が無い独立した立場で公平・公正に試験を実施できる機関であり、センターによる業務執行が妥当である。</p> | | | 技術・建設業課 |
| 5 | 平成30年度 公共土木施設情報管理業務委託(河川) | 平成29年度末時点における河川の整備状況及び現況を明らかにし、河川整備計画の策定及び河川管理に関する基礎資料を作成し、公共施設情報管理システムへ登録する。 | 2,895 | ○ | | <p>契約の性質または目的が競争入札に適しないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p> <p>当該業務を実施するには、河川公共施設台帳を一元的に管理している「公共施設情報管理システム」の活用が必須であるため 同システムに関する著作権・所有権を有する同センターと特命随意契約とした。</p> | | | 河川課 |

| | | | | | | | | | |
|---|-------------------------|--|-------|---|--|--|--|--|-------|
| 6 | 平成30年度 開発許可登録簿の電子化業務委託 | 許可管理台帳の資料を電子化すると共に、情報共有・活用に向けたシステム構築の取組を行う。 | 3,662 | ○ | | <p>沖縄県建設技術センターでは、各課毎に整備されていた公共土木施設台帳をセンター構築の「公共施設情報管理システム」に統合し、一元管理することで、県民の安全安心を確保するとともに、県・市町村の経済的かつ効率的な維持管理業務を支援している。</p> <p>当該業務においても「公共施設情報管理システム」を活用し、電子化資料の登録・情報共有を図っており、行政サービスの向上や業務の効率的のためには、今後も既存システムへの継続的な情報の蓄積・共有及び更新が必要となる。</p> <p>以上のことより、「公共施設情報管理システム」に関する著作権・使用権を有する、建設技術センターと随意契約を締結する。</p> | | | 建築指導課 |
| 7 | H30空港台帳更新業務委託 | 与那国空港、南大東空港、慶良間空港、粟国空港台帳に関する内容の修正・更新 | 5,076 | ○ | | <p>当課では、平成28年度より空港管理の効率化を図るため、空港台帳の公共施設情報管理システムへの移行を順次実施しているところである。</p> <p>沖縄県建設技術センターでは、各課毎に整備されていた公共施設台帳をシステムで統合し、より効率的・効果的な機能を持つ「公共施設情報管理システム」を構築し運用しており、同システムの著作権・使用権を有する左記の者と随意契約を行った。</p> | | | 空港課 |
| 8 | 平成30年度 公共土木施設情報管理業務(海岸) | 海岸保全施設の長寿命化計画点検結果資料整理及び海岸保全区域にある階段等の存在により護岸高さが不足している箇所について、現況把握のうえ調書作成を行う。 | 1,491 | ○ | | <p>沖縄県建設技術センターが有する排他的権利(OCTC公共施設情報管理システム)を必要とするもので、契約の性質又は目的が競争入札に適しないため(地自令167の2-1-2)</p> | | | 海岸防災課 |

| | | | | | | | | |
|----|--------------------------------------|---|-------|---|--|--|--|-------|
| 9 | 平成30年度沖縄県道路 構造物耐久性調査業務 委託(H30) | <p>沖縄県内の橋梁等の道路構造物について、その劣化状況や原因、劣化環境などの調査を継続して行い、全県的に道路構造物の耐久性・劣化特性及び劣化予測に関する基礎データを取得・分析することにより、厳しい塩害環境にある県内の道路構造物の耐久性向上や効果的・効率的な維持管理手法の確立、諸技術基準の確立に資することを目的に実施するものである。</p> | 9,634 | ○ | | <p>契約の性質または目的が競争入札に適しないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p> <p>道路構造物の長寿命化に向けた効果的・効率的な維持管理手法の確立、諸技術基準の確立や改定のためには、専門的な知見に基づいた経年でのデータ分析と蓄積、および経年分析データの全県的な把握により長期継続的な検討を進めていくことが非常に重要であり、その業務の性質上、競争入札には適さないものである。</p> | | 道路管理課 |
| 10 | 公共交通安全検討業務 委託 | <p>歩行者が安全で移動できる歩行空間の整備を効率的かつ効果的に進めるため、緊急性の高い通学路等の歩行整備や安全で安心な歩行環境の充実に取り組むための基礎資料作成である。</p> | 4,688 | ○ | | <p>契約の性質または目的が競争入札に適しないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p> <p>本業務は、安全で安心な歩行環境の充実に取り組むための基礎資料作成であり、沖縄県建設技術センター所有の公共施設情報を統合的に管理する「OCTC公共施設情報管理システム」を沖縄県の各土木事務所・道路管理課等にて利用することで、歩道整備に関する情報を共有することが可能となり効率よく業務を行うことができる。よって同システムに関して『特定の者が有する排他的権利(特許権・著作権)を必要とする』ことから指名競争入札に付する事は適当でない。</p> | | 道路管理課 |

| | | | | | | | | | |
|----|---------------------------|--|-------|---|--|---|--|--|-------|
| 11 | 平成30年度 道路施設 現況調書作成業務委託 | 沖縄県の道路現況を把握し、道路整備計画及び道路施設の管理等に必要な調書を作成するものである。 | 8,500 | ○ | | <p>契約の性質または目的が競争入札に適しないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p> <p>本業務は、県の補助的業務及び道路施設現況調書作成等の作業における各土木事務所の支援や集約業務を行うものであり、また国土交通省道路局「道路施設現況調査要綱」に基づいて実施され、受注者は年間を通じて国と連絡を密にする必要があることなど行政的な性質を有するため、指名競争入札に付することは適当でない。</p> | | | 道路管理課 |
| 12 | 道路防災カルテ登録業務委託 | 県が管理する道路施設における道路防災カルテの新規箇所を作成及び追加・修正箇所について、道路管理システムへの登録を行うものである。 | 1,685 | ○ | | <p>契約の性質または目的が競争入札に適しないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p> <p>本業務は、県の出先機関である土木事務所内での調整、資料収集・確認作業を行う必要があり、また各点検箇所の課題等を踏まえた維持補修業務に関する知識が必要となるなど、行政的な性質を有するものであるため、競争入札に付することは適当でない。</p> | | | 道路管理課 |

| | | | | | | | | | |
|----|--------------------------------|--|-------|---|--|--|--|--|-------|
| 13 | 道路維持管理に係るシステム運用及び資料作成業務委託(H30) | <p>本業務は、公共土木施設台帳を一元的に管理する「OCTC公共施設情報管理システム」の道路巡回へのデータ登録の効率化を目的に、タブレット端末を用いた道路パトロールシステム及び苦情情報管理システムを導入し、道路巡回業務の効率化と苦情処理等の迅速化を図るための業務である。</p> <p>また、巡回業務のデータ登録とあわせて、橋梁点検調書のシステムへの登録も行うものである。</p> | 3,316 | ○ | | <p>沖縄県建設技術センターの所有する「公共施設情報管理システム」は、道路や道路付属物(橋梁、標識、照明、防護柵、占用物等)の公共土木施設台帳を一元的に管理するシステムである。</p> <p>各土木事務所等は同システムを利用することで、台帳や道路巡回の履歴、また橋梁の点検結果等の道路の維持管理に必要な情報を一元的に管理・共有することができ、効率的かつ迅速な業務が可能となっている。</p> <p>本業務は、現在手作業で行っている道路巡回の登録作業について、タブレットを活用した道路巡回システムや苦情情報管理システムを導入することで効率化や情報共有の迅速化を目的としている。</p> <p>このことから、同システムに関する著作権・使用权を有するセンターと、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき随意契約を締結するものである。</p> | | | 道路管理課 |
| 14 | 地籍成果電子化業務委託(H30) | <p>地籍調査成果の電子化を行い、地籍情報検索システムを構築する。</p> | 3,554 | ○ | | <p>地籍調査の成果は全て紙媒体で管理されており、資料の劣化が著しいため電子化を行う必要がある。個人情報を取り扱う観点において、沖縄県建設技術センターでは、「情報セキュリティ基本方針」及び「情報セキュリティ対策基準」を策定し、県と同等の情報セキュリティを有する。</p> <p>また、「OCTC公共施設情報管理システム」の著作権・使用权を有しており、同システムを活用し検索システムを構築するため、左記の者と随意契約を行った。</p> | | | 土地対策課 |

| | | | | | | | | | |
|----|------------------------|--|-------|---|--|---|---|--|-------------|
| 15 | 県営公園施設管理システム業務委託(H30) | 公園施設管理システムに登録されている施設情報について、電子納品保管されている工事完成図書から未登録情報を収集し、システムに登録を行う業務 | 1,750 | ○ | | センターは、県からの委託により、同センター内のサーバーに県営公園施設管理システムを構築し、以降、工事完成データを入力し、データを一元的に管理・蓄積している。今回の業務は、新規工事箇所部分の更新作業を行うことが主な業務であることから、これまで蓄積してきたデータを有効に活用し、適切かつ効果的に履行できる者が同センターに限られる。 | ○ | システムメンテナンスについては高度な専門性が必要であり、システムを開発したところにメンテナンスを委託している | 都市計画・モノレール課 |
| 16 | 沖縄都市モノレール台帳管理業務委託(H30) | モノレール台帳の管理業務 | 1,750 | ○ | | センターの「公共施設情報管理システム」で台帳を県土木部内で共有していることから、効率的かつ経済的、適切な維持管理が可能であるため。 | | | 都市計画・モノレール課 |

| | | | | | | | | |
|----|-------------------------|-----------------|-----|---|--|---|--|---------|
| 17 | ライフル射撃場総合的技術支援業務委託(H30) | 委託監督業務、委託積算代行業務 | 778 | ○ | | <p>総合的技術支援業務は、その性質上、関係法令・制度・基準等に精通し、専門知識や豊富な経験が必要である。また、工事受注者が不当に利益を得ることや逆に不利益を被ることが無いよう、工事発注者の立場として厳正に業務を実施する必要がある。このため、業務の各段階において公平・公正で適切な判断が求められることから、工事受注者と利害関係がない独立した機関において業務を実施する必要があり、競争入札に適さない。</p> <p>センターは社会資本整備等への支援により県民福祉の増進に寄与することを目的として、県市町村の出捐により設立されており、技術面のみならず、業務の性質上必要となる関連法令・制度の遵守、手続き等を適切に実施する能力と実績を有しており、民間事業者との利害関係がない独立した唯一の機関である。</p> <p>実績・公平性・中立性の観点から本業務の実施においてセンターに代わる者はいないことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づきセンターと随意契約を締結するものである。</p> | | スポーツ振興課 |
| 18 | マイクロフィルムの保管業務委託 | マイクロフィルムの保管・管理 | 62 | ○ | | 沖縄県財務規則第137条の2第6号で定める額の範囲内であるため | | 海岸防災課 |
| 19 | マイクロフィルムの保管業務委託 | マイクロフィルムの保管業務委託 | 19 | ○ | | 沖縄県財務規則第137条の2第6号で定める額の範囲内であるため | | 空港課 |
| 20 | マイクロフィルムの保管業務委託 | マイクロフィルムの保管業務 | 36 | ○ | | 沖縄県財務規則第137条の2第6号で定める額の範囲内であるため | | 下水道課 |

| | | | | | | | | | | |
|----|----------------------|-------------------------|-----|---|--|--|-------------------------------------|--|--|-----------------|
| 21 | マイクロフィルムの保管 業務委託 | マイクロフィルムの保 管業務 | 94 | ○ | | | 沖縄県財務規則第137条の2第6号で 定める額の範囲内であるため | | | 港湾課 |
| 22 | マイクロフィルムの 保管 業務委託 | マイクロフィルムの保 管業務 | 96 | ○ | | | 沖縄県財務規則第137条の2第6号で 定める額の範囲内であるため | | | 施設建築課 |
| 23 | マイクロフィルムの保管 業務委託 | マイクロフィルムの保 管業務 | 205 | ○ | | | 沖縄県財務規則第137条の2第6号で 定める額の範囲内であるため | | | 道路街路課 |
| 24 | マイクロフィルムの保管 業務委託 | 工事完成図面等のマ イクロフィルムの保管 | 31 | ○ | | | 沖縄県財務規則第137条の2第6号で定 める額の範囲内であるため | | | 都市計画・モノ レール課 |
| 25 | マイクロフィルムの保管 業務委託 | マイクロフィルムの保管 業務 | 67 | ○ | | | 沖縄県財務規則第137条の2第6号で定 める額の範囲内であるため | | | 道路管理課 |

| | | | | | | | |
|----|------------------------------|-----------|-------|---|--|--|---------|
| 26 | 南部管内特殊車両通行許可申請等審査支援業務委託(H30) | 特車許認可審査業務 | 2,970 | ○ | <p>特殊車両通行許可申請の審査にあたっては、車両の特殊性や積載する貨物の特殊性等について総合的に判断し、合理的かつ公平・公正な審査を実施する必要がある。特殊車両通行の申請にあたっては、貨物輸送の他、建設車両系が多く申請されることから、工事受注者等と利害関係がない独立した機関において審査を実施する必要がある競争入札に適さない。建設技術センターは社会資本整備等への支援により県民福祉の増進に寄与することを目的として、県市町村の出損により設立されており、民間事業者との利害関係が無い独立した機関であり、公正・中立な立場で審査を行える唯一の機関である。また、同センターは県管理道路等の台帳を一元的に管理するための「公共施設情報管理システム」を構築し運用しており、審査に必要となる道路台帳等が保管されていることから円滑な業務実施が可能である。このことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき建設技術センターと随意契約を締結するものである。</p> | | 南部土木事務所 |
|----|------------------------------|-----------|-------|---|--|--|---------|

| | | | | | | | |
|----|------------------------------|------------|-------|---|---|--|---------|
| 27 | 河川・砂防・港湾事業技術審査支援業務委託 (H30-1) | 技術審査等支援 1式 | 4,472 | ○ | <p>技術提案を含む申請書の審査にあつては、総合評価の評価基準に則り、合理的かつ公平・公正な技術審査を実施し、競争参加者が同じ条件の下で評価される必要がある。特に、申請書における優良な技術提案は、総合評価の技術評価点で加算対象となる重要な事項であり、工事受注に大きく寄与するものになるが、その反面、各競争参加者独自の技術情報(知的財産)として適切に管理しなければならず、提案内容の漏洩は企業の損害につながる。このため、工事受注者等との利害関係がない独立した機関において業務を実施する必要があり競争入札に適さない。沖縄県建設技術センターは社会資本整備等への支援により県民福祉の増進に寄与することを目的として、県市町村の出捐により成立されており、民間事業者との利害関係が無い独立した機関である。同センターは競争参加者の情報を適切に管理し、公正・中立な立場で総合評価の技術審査を行える唯一の機関であり、現状では他に代わる者はいないことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき随意契約を締結するものである。</p> | | 南部土木事務所 |
|----|------------------------------|------------|-------|---|---|--|---------|

| | | | | | | | | |
|----|-----------------------|----------|---|-----|---|---|--|---------|
| 28 | H30道路事業技術審査 支援業務委託 | 技術審査支援業務 | 1 | 886 | ○ | <p>技術提案を含む申請書の審査にあつては、総合評価の評価基準に則り、合理的かつ公平・公正な技術審査を実施し、競争参加者が同じ条件の下で評価される必要がある。特に、申請書における優良な技術提案は、総合評価の技術評価点で加算対象となる重要な事項であり、工事受注に大きく寄与するものになるが、その反面、各競争参加者独自の技術情報(知的財産)として適切に管理しなければならず、提案内容の漏洩は企業の損害につながる。このため、工事受注者等との利害関係がない独立した機関において業務を実施する必要があり競争入札に適さない。沖縄県建設技術センターは社会資本整備等への支援により県民福祉の増進に寄与することを目的として、県市町村の出捐により成立されており、民間事業者との利害関係が無い独立した機関である。同センターは競争参加者の情報を適切に管理し、公正・中立な立場で総合評価の技術審査を行える唯一の機関であり、現状では他に代わる者はいないことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき随意契約を締結するものである。</p> | | 南部土木事務所 |
|----|-----------------------|----------|---|-----|---|---|--|---------|

| | | | | | | | |
|----|-----------------------------|-----------|-----|---|---|--|---------|
| 29 | 南部管内無電柱化推進事業技術審査支援業務委託(H30) | 技術審査支援業務委 | 540 | ○ | <p>技術提案を含む申請書の審査にあつては、総合評価の評価基準に則り、合理的かつ公平・公正な技術審査を実施し、競争参加者が同じ条件の下で評価される必要がある。特に、申請書における優良な技術提案は、総合評価の技術評価点で加算対象となる重要な事項であり、工事受注に大きく寄与するものになるが、その反面、各競争参加者独自の技術情報(知的財産)として適切に管理しなければならず、提案内容の漏洩は企業の損害につながる。このため、工事受注者等との利害関係がない独立した機関において業務を実施する必要があり競争入札に適さない。沖縄県建設技術センターは社会資本整備等への支援により県民福祉の増進に寄与することを目的として、県市町村の出捐により成立されており、民間事業者との利害関係が無い独立した機関である。同センターは競争参加者の情報を適切に管理し、公正・中立な立場で総合評価の技術審査を行える唯一の機関であり、現状では他に代わる者はいないことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき随意契約を締結するものである。</p> | | 南部土木事務所 |
|----|-----------------------------|-----------|-----|---|---|--|---------|

| | | | | | | | |
|----|----------------------|------------|-----|---|---|--|---------|
| 30 | 公園事業技術審査等支援業務委託(H30) | 技術審査等支援 1式 | 519 | ○ | <p>技術提案を含む申請書の審査にあつては、総合評価の評価基準に則り、合理的かつ公平・公正な技術審査を実施し、競争参加者が同じ条件の下で評価される必要がある。特に、申請書における優良な技術提案は、総合評価の技術評価点で加算対象となる重要な事項であり、工事受注に大きく寄与するものになるが、その反面、各競争参加者独自の技術情報(知的財産)として適切に管理しなければならず、提案内容の漏洩は企業の損害につながる。このため、工事受注者等との利害関係がない独立した機関において業務を実施する必要があり競争入札に適さない。沖縄県建設技術センターは社会資本整備等への支援により県民福祉の増進に寄与することを目的として、県市町村の出捐により成立されており、民間事業者との利害関係が無い独立した機関である。同センターは競争参加者の情報を適切に管理し、公正・中立な立場で総合評価の技術審査を行える唯一の機関であり、現状では他に代わる者はいないことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき随意契約を締結するものである。</p> | | 南部土木事務所 |
|----|----------------------|------------|-----|---|---|--|---------|

| | | | | | | | |
|----|------------------------|------------|-------|---|---|--|---------|
| 31 | 街路事業技術審査等支援業務委託(H30-2) | 技術審査等支援 1式 | 1,145 | ○ | <p>技術提案を含む申請書の審査にあつては、総合評価の評価基準に則り、合理的かつ公平・公正な技術審査を実施し、競争参加者が同じ条件の下で評価される必要がある。特に、申請書における優良な技術提案は、総合評価の技術評価点で加算対象となる重要な事項であり、工事受注に大きく寄与するものになるが、その反面、各競争参加者独自の技術情報(知的財産)として適切に管理しなければならず、提案内容の漏洩は企業の損害につながる。このため、工事受注者等との利害関係がない独立した機関において業務を実施する必要があり競争入札に適さない。沖縄県建設技術センターは社会資本整備等への支援により県民福祉の増進に寄与することを目的として、県市町村の出捐により成立されており、民間事業者との利害関係が無い独立した機関である。同センターは競争参加者の情報を適切に管理し、公正・中立な立場で総合評価の技術審査を行える唯一の機関であり、現状では他に代わる者はいないことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき随意契約を締結するものである。</p> | | 南部土木事務所 |
|----|------------------------|------------|-------|---|---|--|---------|

| | | | | | | | |
|----|----------------------------|----------------|-------|---|---|--|---------|
| 32 | H30道路事業技術審査 支援業務委託(その2) | 技術審査支援業務 1式 | 2,538 | ○ | <p>技術提案を含む申請書の審査にあつては、総合評価の評価基準に則り、合理的かつ公平・公正な技術審査を実施し、競争参加者が同じ条件の下で評価される必要がある。特に、申請書における優良な技術提案は、総合評価の技術評価点で加算対象となる重要な事項であり、工事受注に大きく寄与するものになるが、その反面、各競争参加者独自の技術情報(知的財産)として適切に管理しなければならず、提案内容の漏洩は企業の損害につながる。このため、工事受注者等との利害関係がない独立した機関において業務を実施する必要があり競争入札に適さない。沖縄県建設技術センターは社会資本整備等への支援により県民福祉の増進に寄与することを目的として、県市町村の出捐により成立されており、民間事業者との利害関係が無い独立した機関である。同センターは競争参加者の情報を適切に管理し、公正・中立な立場で総合評価の技術審査を行える唯一の機関であり、現状では他に代わる者はいないことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき随意契約を締結するものである。</p> | | 南部土木事務所 |
|----|----------------------------|----------------|-------|---|---|--|---------|

| | | | | | | | |
|----|-------------------------|-----------|-------|---|---|--|---------|
| 33 | H30南部東道路技術審査支援業務委託(その1) | 技術審査支援 1式 | 3,186 | ○ | <p>技術提案を含む申請書の審査にあつては、総合評価の評価基準に則り、合理的かつ公平・公正な技術審査を実施し、競争参加者が同じ条件の下で評価される必要がある。特に、申請書における優良な技術提案は、総合評価の技術評価点で加算対象となる重要な事項であり、工事受注に大きく寄与するものになるが、その反面、各競争参加者独自の技術情報(知的財産)として適切に管理しなければならず、提案内容の漏洩は企業の損害につながる。このため、工事受注者等との利害関係がない独立した機関において業務を実施する必要があり競争入札に適さない。沖縄県建設技術センターは社会資本整備等への支援により県民福祉の増進に寄与することを目的として、県市町村の出捐により成立されており、民間事業者との利害関係が無い独立した機関である。同センターは競争参加者の情報を適切に管理し、公正・中立な立場で総合評価の技術審査を行える唯一の機関であり、現状では他に代わる者はいないことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき随意契約を締結するものである。</p> | | 南部土木事務所 |
|----|-------------------------|-----------|-------|---|---|--|---------|

| | | | | | | | |
|----|------------------------------|-----------|-------|---|---|--|---------|
| 34 | 河川・砂防・港湾事業技術審査支援業務委託 (H30-2) | 技術審査支援 1式 | 3,132 | ○ | <p>技術提案を含む申請書の審査にあつては、総合評価の評価基準に則り、合理的かつ公平・公正な技術審査を実施し、競争参加者が同じ条件の下で評価される必要がある。特に、申請書における優良な技術提案は、総合評価の技術評価点で加算対象となる重要な事項であり、工事受注に大きく寄与するものになるが、その反面、各競争参加者独自の技術情報(知的財産)として適切に管理しなければならず、提案内容の漏洩は企業の損害につながる。このため、工事受注者等との利害関係がない独立した機関において業務を実施する必要があり競争入札に適さない。沖縄県建設技術センターは社会資本整備等への支援により県民福祉の増進に寄与することを目的として、県市町村の出捐により成立されており、民間事業者との利害関係が無い独立した機関である。同センターは競争参加者の情報を適切に管理し、公正・中立な立場で総合評価の技術審査を行える唯一の機関であり、現状では他に代わる者はいないことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき随意契約を締結するものである。</p> | | 南部土木事務所 |
|----|------------------------------|-----------|-------|---|---|--|---------|

| | | | | | | | |
|----|------------------------|------------|-------|---|---|--|---------|
| 35 | 街路公園事業技術審査等支援業務委託(H31) | 技術審査等支援 1式 | 1,426 | ○ | <p>技術提案を含む申請書の審査にあつては、総合評価の評価基準に則り、合理的かつ公平・公正な技術審査を実施し、競争参加者が同じ条件の下で評価される必要がある。特に、申請書における優良な技術提案は、総合評価の技術評価点で加算対象となる重要な事項であり、工事受注に大きく寄与するものになるが、その反面、各競争参加者独自の技術情報(知的財産)として適切に管理しなければならず、提案内容の漏洩は企業の損害につながる。このため、工事受注者等との利害関係がない独立した機関において業務を実施する必要があり競争入札に適さない。沖縄県建設技術センターは社会資本整備等への支援により県民福祉の増進に寄与することを目的として、県市町村の出捐により成立されており、民間事業者との利害関係が無い独立した機関である。同センターは競争参加者の情報を適切に管理し、公正・中立な立場で総合評価の技術審査を行える唯一の機関であり、現状では他に代わる者はいないことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき随意契約を締結するものである。</p> | | 南部土木事務所 |
|----|------------------------|------------|-------|---|---|--|---------|

| | | | | | | | |
|----|----------------------|------------|--------|---|--|--|---------|
| 36 | 那覇大橋総合的技術支援業務委託(H30) | 工事監督代行業務1式 | 20,510 | ○ | <p>総合的技術支援業務委託は、その性質上、関係法令・制度・基準等に精通し、専門知識や豊富な経験が必要である。また、工事受注者が不当に利益を得ることや逆に不利益を被ることがないように、工事発注者の立場として厳正に業務を実施する必要がある。このため、業務の各段階において公平・公正で適正な判断が求められることから、工事受注者と利害関係がない独立した機関において業務を実施する必要があり、競争入札に適さない。沖縄県建設技術センターは社会資本整備等への支援により県民福祉の増進に寄与することを目的として、県市町村の出捐により設立されており、技術面のみならず、業務の性質上必要となる関連法令・制度の遵守、手続き等を適切に実施する能力と実績を有しており、民間事業者との利害関係がない独立した唯一の機関である。実績・公平性・中立性の観点から本業務の実施において同センターに代わる者はいないことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき随意契約を締結するものである</p> | | 南部土木事務所 |
|----|----------------------|------------|--------|---|--|--|---------|

| | | | | | | | | |
|----|----------------------|------------|-------|---|--|---|--|---------|
| 37 | 平成30年 饒波川総合的技術支援業務委託 | 工事監督代行業務1式 | 8,402 | ○ | | <p>総合的技術支援業務委託は、その性質上、関係法令・制度・基準等に精通し、専門知識や豊富な経験が必要である。また、工事受注者が不当に利益を得ることや逆に不利益を被ることがないように、工事発注者の立場として厳正に業務を実施する必要がある。このため、業務の各段階において公平・公正で適正な判断が求められることから、工事受注者と利害関係がない独立した機関において業務を実施する必要があり、競争入札に適さない。沖縄県建設技術センターは社会資本整備等への支援により県民福祉の増進に寄与することを目的として、県市町村の出捐により設立されており、技術面のみならず、業務の性質上必要となる関連法令・制度の遵守、手続き等を適切に実施する能力と実績を有しており、民間事業者との利害関係がない独立した唯一の機関である。実績・公平性・中立性の観点から本業務の実施において同センターに代わる者はいないことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき随意契約を締結するものである。</p> | | 南部土木事務所 |
|----|----------------------|------------|-------|---|--|---|--|---------|

| | | | | | | | |
|----|--------------------|-----------|--------|---|---|--|---------|
| 38 | H30道路事業総合的技術支援業務委託 | 監督代行業務 一式 | 15,066 | ○ | <p>総合的技術支援業務委託は、その性質上、関係法令・制度・基準等に精通し、専門知識や豊富な経験が必要である。また、工事受注者が不当に利益を得ることや逆に不利益を被ることがないように、工事発注者の立場として厳正に業務を実施する必要がある。このため、業務の各段階において公平・公正で適正な判断が求められることから、工事受注者と利害関係がない独立した機関において業務を実施する必要があり、競争入札に適さない。沖縄県建設技術センターは社会資本整備等への支援により県民福祉の増進に寄与することを目的として、県市町村の出捐により設立されており、技術面のみならず、業務の性質上必要となる関連法令・制度の遵守、手続き等を適切に実施する能力と実績を有しており、民間事業者との利害関係がない独立した唯一の機関である。実績・公平性・中立性の観点から本業務の実施において同センターに代わる者はいないことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき随意契約を締結するものである。</p> | | 南部土木事務所 |
|----|--------------------|-----------|--------|---|---|--|---------|

| | | | | | | | |
|----|---------------------------------|----------------|--------|---|---|--|---------|
| 39 | 平成30年度 河川事業 総合的技術支援業務委託(その2) | 工事監督代行業務 1式 | 10,239 | ○ | <p>総合的技術支援業務委託は、その性質上、関係法令・制度・基準等に精通し、専門知識や豊富な経験が必要である。また、工事受注者が不当に利益を得ることや逆に不利益を被ることがないように、工事発注者の立場として厳正に業務を実施する必要がある。このため、業務の各段階において公平・公正で適正な判断が求められることから、工事受注者と利害関係がない独立した機関において業務を実施する必要があり、競争入札に適さない。沖縄県建設技術センターは社会資本整備等への支援により県民福祉の増進に寄与することを目的として、県市町村の出捐により設立されており、技術面のみならず、業務の性質上必要となる関連法令・制度の遵守、手続き等を適切に実施する能力と実績を有しており、民間事業者との利害関係がない独立した唯一の機関である。実績・公平性・中立性の観点から本業務の実施において同センターに代わる者はいないことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき随意契約を締結するものである。</p> | | 南部土木事務所 |
|----|---------------------------------|----------------|--------|---|---|--|---------|

| | | | | | | | | |
|----|----------------------------------|------------------|-------|---|--|---|--|---------|
| 40 | H30南部東道路総合的 技術支援業務委託(その 1) | 総合的技術支援業 務 1式 | 7,053 | ○ | | <p>総合的技術支援業務委託は、その性質上、関係法令・制度・基準等に精通し、専門知識や豊富な経験が必要である。また、工事受注者が不当に利益を得ることや逆に不利益を被ることがないように、工事発注者の立場として厳正に業務を実施する必要がある。このため、業務の各段階において公平・公正で適正な判断が求められることから、工事受注者と利害関係がない独立した機関において業務を実施する必要があり、競争入札に適さない。沖縄県建設技術センターは社会資本整備等への支援により県民福祉の増進に寄与することを目的として、県市町村の出捐により設立されており、技術面のみならず、業務の性質上必要となる関連法令・制度の遵守、手続き等を適切に実施する能力と実績を有しており、民間事業者との利害関係がない独立した唯一の機関である。実績・公平性・中立性の観点から本業務の実施において同センターに代わる者はいないことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき随意契約を締結するものである。</p> | | 南部土木事務所 |
|----|----------------------------------|------------------|-------|---|--|---|--|---------|

| | | | | | | | |
|----|--------------------------------------|-------------------|--------------|----------|---|--|----------------|
| 41 | <p>沖縄都市モノレール修繕事業総合的技術支援業務委託(H30)</p> | <p>工事監督代行業務1式</p> | <p>9,980</p> | <p>○</p> | <p>総合的技術支援業務委託は、その性質上、関係法令・制度・基準等に精通し、専門知識や豊富な経験が必要である。また、工事受注者が不当に利益を得ることや逆に不利益を被ることがないように、工事発注者の立場として厳正に業務を実施する必要がある。このため、業務の各段階において公平・公正で適正な判断が求められることから、工事受注者と利害関係がない独立した機関において業務を実施する必要があり、競争入札に適さない。沖縄県建設技術センターは社会資本整備等への支援により県民福祉の増進に寄与することを目的として、県市町村の出捐により設立されており、技術面のみならず、業務の性質上必要となる関連法令・制度の遵守、手続き等を適切に実施する能力と実績を有しており、民間事業者との利害関係がない独立した唯一の機関である。実績・公平性・中立性の観点から本業務の実施において同センターに代わる者はいないことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき随意契約を締結するものである。</p> | | <p>南部土木事務所</p> |
|----|--------------------------------------|-------------------|--------------|----------|---|--|----------------|

| | | | | | | | |
|----|--------------------|-----------|-------|---|---|--|---------|
| 42 | H31道路事業総合的技術支援業務委託 | 監督代行業務 1式 | 4,504 | ○ | <p>総合的技術支援業務委託は、その性質上、関係法令・制度・基準等に精通し、専門知識や豊富な経験が必要である。また、工事受注者が不当に利益を得ることや逆に不利益を被ることがないように、工事発注者の立場として厳正に業務を実施する必要がある。このため、業務の各段階において公平・公正で適正な判断が求められることから、工事受注者と利害関係がない独立した機関において業務を実施する必要がある。競争入札に適さない。沖縄県建設技術センターは社会資本整備等への支援により県民福祉の増進に寄与することを目的として、県市町村の出捐により設立されており、技術面のみならず、業務の性質上必要となる関連法令・制度の遵守、手続き等を適切に実施する能力と実績を有しており、民間事業者との利害関係がない独立した唯一の機関である。実績・公平性・中立性の観点から本業務の実施において同センターに代わる者はいないことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき随意契約を締結するものである。</p> | | 南部土木事務所 |
|----|--------------------|-----------|-------|---|---|--|---------|

| | | | | | | | | |
|----|---------------------------------|----------------|--------|---|--|---|--|---------|
| 43 | 平成31年度 河川事業 総合的技術支援業務委託(その1) | 工事監督代行業務 1式 | 13,252 | ○ | | <p>総合的技術支援業務委託は、その性質上、関係法令・制度・基準等に精通し、専門知識や豊富な経験が必要である。また、工事受注者が不当に利益を得ることや逆に不利益を被ることがないように、工事発注者の立場として厳正に業務を実施する必要がある。このため、業務の各段階において公平・公正で適正な判断が求められることから、工事受注者と利害関係がない独立した機関において業務を実施する必要があり、競争入札に適さない。沖縄県建設技術センターは社会資本整備等への支援により県民福祉の増進に寄与することを目的として、県市町村の出捐により設立されており、技術面のみならず、業務の性質上必要となる関連法令・制度の遵守、手続き等を適切に実施する能力と実績を有しており、民間事業者との利害関係がない独立した唯一の機関である。実績・公平性・中立性の観点から本業務の実施において同センターに代わる者はいないことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき随意契約を締結するものである。</p> | | 南部土木事務所 |
|----|---------------------------------|----------------|--------|---|--|---|--|---------|

| | | | | | | | | |
|----|----------------------------------|------------------|--------|---|--|--|--|---------|
| 44 | H30南部東道路総合的 技術支援業務委託(その 2) | 総合的技術業務委 託 1式 | 14,354 | ○ | | <p>総合的技術支援業務委託は、その性質上、関係法令・制度・基準等に精通し、専門知識や豊富な経験が必要である。また、工事受注者が不当に利益を得ることや逆に不利益を被ることがないように、工事発注者の立場として厳正に業務を実施する必要がある。このため、業務の各段階において公平・公正で適正な判断が求められることから、工事受注者と利害関係がない独立した機関において業務を実施する必要があり、競争入札に適さない。センターは社会資本整備等への支援により県民福祉の増進に寄与することを目的として、県市町村の出捐により設立されており、技術面のみならず、業務の性質上必要となる関連法令・制度の遵守、手続き等を適切に実施する能力と実績を有しており、民間事業者との利害関係がない独立した唯一の機関である。実績・公平性・中立性の観点から本業務の実施においてセンターに代わる者はいないことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づきセンターと随意契約を締結するものである。</p> | | 南部土木事務所 |
|----|----------------------------------|------------------|--------|---|--|--|--|---------|

| | | | | | | | |
|----|-----------------------------------|----------------|-----|---|---|--|---------|
| 45 | 県道153号線外1線道路 台帳作成業務委託 (H30) | 供用開始資料作成 1式 | 486 | ○ | <p>平成20年度以前の道路台帳作成業務は、民間コンサルタントを対象とした競争入札により、図面作成と調書作成を一つの業務として実施されていた。しかしながら、作成される調書は受注した民間コンサルタント独自のシステムで作成していたため、成果品間に互換性が無く、部分的に作成された調書を路線全体として最終的に一つの調書として整理する必要が生じ、再度全線を通した業務として発注するという不経済かつ非効率的な内容であった。このような中、センターでは発注者からの課題是正の要請を受け、統一した道路台帳調書作成システムや地理情報システムを活用した道路附属物管理システムの他、河川や公園等についても統一した管理システムにより台帳整備を行うことで、県が建設した公共施設の経済的かつ適切な維持管理に大きく寄与してきた。一方、これらのシステムは道路や河川等各公共施設毎に構築されており各システム間に互換性が無く、各公共施設の連続性・関連性等の確認ができないものであったため、センターではこれらの公共施設システムを統合し、より効率的・効果的な機能を持つ「公共施設情報管理システム」を構築し運用を始めているところである。「公共施設情報管理システム」はセンターの所有するシステムである。沖縄県の各土木事務所等は同システムを利用することで、台帳を共有することができ、効率良く業務を行うことができる。同システムを使用し公共土木施設台帳管理業務を実施することでこれまで以上に公共施設管理者の適正かつ効率的な業務の支援ができるようになるため、同システムに関する著作権・使用权を有するセンターと、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき随意契約を締結するものである。</p> | | 南部土木事務所 |
|----|-----------------------------------|----------------|-----|---|---|--|---------|

| | | | | | | | |
|----|----------------------------|-----------|-------|---|---|--|---------|
| 46 | H30系満与那原線(与那原)道路台帳調書作成業務委託 | 道路台帳作成 1式 | 1,577 | ○ | <p>平成20年度以前の道路台帳作成業務は、民間コンサルタントを対象とした競争入札により、図面作成と調書作成を一つの業務として実施されていた。しかしながら、作成される調書は受注した民間コンサルタント独自のシステムで作成していたため、成果品間に互換性が無く、部分的に作成された調書を路線全体として最終的に一つの調書として整理する必要が生じ、再度全線を通した業務として発注するという不経済かつ非効率的な内容であった。このような中、センターでは発注者からの課題是正の要請を受け、統一した道路台帳調書作成システムや地理情報システムを活用した道路附属物管理システムの他、河川や公園等についても統一した管理システムにより台帳整備を行うことで、県が建設した公共施設の経済的かつ適切な維持管理に大きく寄与してきた。一方、これらのシステムは道路や河川等各公共施設毎に構築されており各システム間に互換性が無く、各公共施設の連続性・関連性等の確認ができないものであったため、センターではこれらの公共施設システムを統合し、より効率的・効果的な機能を持つ「公共施設情報管理システム」を構築し運用を始めているところである。「公共施設情報管理システム」はセンターの所有するシステムである。沖縄県の各土木事務所等は同システムを利用することで、台帳を共有することができ、効率良く業務を行うことができる。同システムを使用し公共土木施設台帳管理業務を実施することでこれまで以上に公共施設管理者の適正かつ効率的な業務の支援ができるようになるため、同システムに関する著作権・使用权を有するセンターと、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき随意契約を締結するものである。</p> | | 南部土木事務所 |
|----|----------------------------|-----------|-------|---|---|--|---------|

| | | | | | | | |
|----|------------------------|------------|-------|---|---|--|---------|
| 47 | H30宜野湾南風原線道路台帳調書作成業務委託 | 道路台帳調書作成1式 | 3,716 | ○ | <p>平成20年度以前の道路台帳作成業務は、民間コンサルタントを対象とした競争入札により、図面作成と調書作成を一つの業務として実施されていた。しかしながら、作成される調書は受注した民間コンサルタント独自のシステムで作成していたため、成果品間に互換性が無く、部分的に作成された調書を路線全体として最終的に一つの調書として整理する必要が生じ、再度全線を通した業務として発注するという不経済かつ非効率的な内容であった。このような中、センターでは発注者からの課題は正の要請を受け、統一した道路台帳調書作成システムや地理情報システムを活用した道路附属物管理システムの他、河川や公園等についても統一した管理システムにより台帳整備を行うことで、県が建設した公共施設の経済的かつ適切な維持管理に大きく寄与してきた。一方、これらのシステムは道路や河川等各公共施設毎に構築されており各システム間に互換性が無く、各公共施設の連続性・関連性等の確認ができないものであったため、センターではこれらの公共施設システムを統合し、より効率的・効果的な機能を持つ「公共施設情報管理システム」を構築し運用を始めているところである。「公共施設情報管理システム」はセンターの所有するシステムである。沖縄県の各土木事務所等は同システムを利用することで、台帳を共有することができ、効率良く業務を行うことができる。同システムを使用し公共土木施設台帳管理業務を実施することでこれまで以上に公共施設管理者の適正かつ効率的な業務の支援ができるようになるため、同システムに関する著作権・使用权を有するセンターと、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき随意契約を締結するものである。</p> | | 南部土木事務所 |
|----|------------------------|------------|-------|---|---|--|---------|

| | | | | | | | | |
|----|---------------------------------|-------------------|-------|---|--|--|--|---------|
| 48 | 南部管内橋梁定期点検 照査支援業務委託 (H30) | 橋梁点検照査支援 業務 1式 | 1,750 | ○ | | <p>「OCTC公共施設情報管理システム」は、道路や河川等各公共施設毎に構築されていたデータベースシステムを統合し、効率的・効果的に活用できるよう構築されたものであり、一般財団法人沖縄県建設技術センターが所有する。沖縄県の各土木事務所等は同システムを利用することで台帳や各種データを共有することができ、効率良く業務を行うことができる。同システムに橋梁定期点検等のデータを登録することにより、これまで以上に公共施設管理者として適正かつ効率的な業務を実施できるため、一般財団法人沖縄県建設技術センターと随意契約を行いたい。「OCTC公共施設情報管理システム」に関する著作権・使用権は、一般財団法人沖縄県建設技術センターが有しており、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき随意契約を締結するものである。</p> | | 南部土木事務所 |
|----|---------------------------------|-------------------|-------|---|--|--|--|---------|

| | | | | | | | |
|----|------------------------|------------|-------|---|---|--|---------|
| 49 | H30東風平豊見城線道路台帳調書作成業務委託 | 道路台帳調書作成1式 | 2,668 | ○ | <p>平成20年度以前の道路台帳作成業務は、民間コンサルタントを対象とした競争入札により、図面作成と調書作成を一つの業務として実施されていた。しかしながら、作成される調書は受注した民間コンサルタント独自のシステムで作成していたため、成果品間に互換性が無く、部分的に作成された調書を路線全体として最終的に一つの調書として整理する必要が生じ、再度全線を通した業務として発注するという不経済かつ非効率的な内容であった。このような中、センターでは発注者からの課題是正の要請を受け、統一した道路台帳調書作成システムや地理情報システムを活用した道路附属物管理システムの他、河川や公園等についても統一した管理システムにより台帳整備を行うことで、県が建設した公共施設の経済的かつ適切な維持管理に大きく寄与してきた。一方、これらのシステムは道路や河川等各公共施設毎に構築されており各システム間に互換性が無く、各公共施設の連続性・関連性等の確認ができないものであったため、センターではこれらの公共施設システムを統合し、より効率的・効果的な機能を持つ「公共施設情報管理システム」を構築し運用を始めているところである。「公共施設情報管理システム」はセンターの所有するシステムである。沖縄県の各土木事務所等は同システムを利用することで、台帳を共有することができ、効率良く業務を行うことができる。同システムを使用し公共土木施設台帳管理業務を実施することでこれまで以上に公共施設管理者の適正かつ効率的な業務の支援ができるようになるため、同システムに関する著作権・使用权を有するセンターと、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき随意契約を締結するものである。</p> | | 南部土木事務所 |
|----|------------------------|------------|-------|---|---|--|---------|

| | | | | | | | |
|----|---------------------------|----------------|-----|---|---|--|---------|
| 50 | H30系満具志頭線道路 台帳調書作成業務委託 | 道路台帳調書作成 1式 | 897 | ○ | <p>平成20年度以前の道路台帳作成業務は、民間コンサルタントを対象とした競争入札により、図面作成と調書作成を一つの業務として実施されていた。しかしながら、作成される調書は受注した民間コンサルタント独自のシステムで作成していたため、成果品間に互換性が無く、部分的に作成された調書を路線全体として最終的に一つの調書として整理する必要が生じ、再度全線を通した業務として発注するという不経済かつ非効率的な内容であった。このような中、センターでは発注者からの課題是正の要請を受け、統一した道路台帳調書作成システムや地理情報システムを活用した道路附属物管理システムの他、河川や公園等についても統一した管理システムにより台帳整備を行うことで、県が建設した公共施設の経済的かつ適切な維持管理に大きく寄与してきた。一方、これらのシステムは道路や河川等各公共施設毎に構築されており各システム間に互換性が無く、各公共施設の連続性・関連性等の確認ができないものであったため、センターではこれらの公共施設システムを統合し、より効率的・効果的な機能を持つ「公共施設情報管理システム」を構築し運用を始めているところである。「公共施設情報管理システム」はセンターの所有するシステムである。沖縄県の各土木事務所等は同システムを利用することで、台帳を共有することができ、効率良く業務を行うことができる。同システムを使用し公共土木施設台帳管理業務を実施することでこれまで以上に公共施設管理者の適正かつ効率的な業務の支援ができるようになるため、同システムに関する著作権・使用权を有するセンターと、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき随意契約を締結するものである。</p> | | 南部土木事務所 |
|----|---------------------------|----------------|-----|---|---|--|---------|

| | | | | | | | |
|----|---------------------------|------------|-------|---|---|--|---------|
| 51 | H30系満与那原線(照屋)道路台帳調書作成業務委託 | 道路台帳調書作成1式 | 1,188 | ○ | <p>平成20年度以前の道路台帳作成業務は、民間コンサルタントを対象とした競争入札により、図面作成と調書作成を一つの業務として実施されていた。しかしながら、作成される調書は受注した民間コンサルタント独自のシステムで作成していたため、成果品間に互換性が無く、部分的に作成された調書を路線全体として最終的に一つの調書として整理する必要が生じ、再度全線を通した業務として発注するという不経済かつ非効率的な内容であった。このような中、センターでは発注者からの課題是正の要請を受け、統一した道路台帳調書作成システムや地理情報システムを活用した道路附属物管理システムの他、河川や公園等についても統一した管理システムにより台帳整備を行うことで、県が建設した公共施設の経済的かつ適切な維持管理に大きく寄与してきた。一方、これらのシステムは道路や河川等各公共施設毎に構築されており各システム間に互換性が無く、各公共施設の連続性・関連性等の確認ができないものであったため、センターではこれらの公共施設システムを統合し、より効率的・効果的な機能を持つ「公共施設情報管理システム」を構築し運用を始めているところである。「公共施設情報管理システム」はセンターの所有するシステムである。沖縄県の各土木事務所等は同システムを利用することで、台帳を共有することができ、効率良く業務を行うことができる。同システムを使用し公共土木施設台帳管理業務を実施することでこれまで以上に公共施設管理者の適正かつ効率的な業務の支援ができるようになるため、同システムに関する著作権・使用权を有するセンターと、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき随意契約を締結するものである。</p> | | 南部土木事務所 |
|----|---------------------------|------------|-------|---|---|--|---------|

| | | | | | | | | | |
|----|---------------------------|-----------------------|-------|---|--|--|--|--|---------|
| 52 | 河川事業技術審査支援業務委託(H30-1) | 総合評価方式による発注関係事務(技術審査) | 1,458 | ○ | | <p>契約の性質または目的が競争入札に適しないため(地自令167の2-1-2)</p> <p>技術提案を含む申請書の審査にあつては、総合評価の評価基準に則り、合理的かつ公平・公正な技術審査を実施し、競争参加者が同じ条件の下で評価される必要がある。</p> <p>このため、工事受注者等と利害関係がない独立した機関において業務を実施する必要があり競争入札に適さない。</p> | | | 中部土木事務所 |
| 53 | H30県道20号線(泡瀬工区)技術審査支援業務委託 | 総合評価方式による発注関係事務(技術審査) | 6,707 | ○ | | <p>契約の性質または目的が競争入札に適しないため(地自令167の2-1-2)</p> <p>技術提案を含む申請書の審査にあつては、総合評価の評価基準に則り、合理的かつ公平・公正な技術審査を実施し、競争参加者が同じ条件の下で評価される必要がある。</p> <p>このため、工事受注者等と利害関係がない独立した機関において業務を実施する必要があり競争入札に適さない。</p> | | | 中部土木事務所 |
| 54 | 中城湾港(泡瀬地区)技術審査支援業務委託(H30) | 総合評価方式による発注関係事務(技術審査) | 2,106 | ○ | | <p>契約の性質または目的が競争入札に適しないため(地自令167の2-1-2)</p> <p>技術提案を含む申請書の審査にあつては、総合評価の評価基準に則り、合理的かつ公平・公正な技術審査を実施し、競争参加者が同じ条件の下で評価される必要がある。</p> <p>このため、工事受注者等と利害関係がない独立した機関において業務を実施する必要があり競争入札に適さない。</p> | | | 中部土木事務所 |

| | | | | | | | | | |
|----|---------------------------|-------------------------------|-------|---|--|--|--|--|---------|
| 55 | 街路事業技術審査支援 業務委託(H30) | 総合評価方式による 発注関係事務(技術 審査) | 519 | ○ | | <p>契約の性質または目的が競争入札に 適しないため(地自令167の2-1-2)</p> <p>技術提案を含む申請書の審査にあつては、総合評価の評価基準に則り、合理的かつ公平・公正な技術審査を実施し、競争参加者が同じ条件の下で評価される必要がある。 このため、工事受注者等と利害関係がない独立した機関において業務を実施する必要があり競争入札に適さない。</p> | | | 中部土木事務所 |
| 56 | 公園事業技術審査支援 業務委託(H30-1) | 総合評価方式による 発注関係事務(技術 審査) | 1,145 | ○ | | <p>契約の性質または目的が競争入札に 適しないため(地自令167の2-1-2)</p> <p>技術提案を含む申請書の審査にあつては、総合評価の評価基準に則り、合理的かつ公平・公正な技術審査を実施し、競争参加者が同じ条件の下で評価される必要がある。 このため、工事受注者等と利害関係がない独立した機関において業務を実施する必要があり競争入札に適さない。</p> | | | 中部土木事務所 |
| 57 | 街路事業技術審査支援 業務委託(H30-2) | 総合評価方式による 発注関係事務(技術 審査) | 519 | ○ | | <p>契約の性質または目的が競争入札に 適しないため(地自令167の2-1-2)</p> <p>技術提案を含む申請書の審査にあつては、総合評価の評価基準に則り、合理的かつ公平・公正な技術審査を実施し、競争参加者が同じ条件の下で評価される必要がある。 このため、工事受注者等と利害関係がない独立した機関において業務を実施する必要があり競争入札に適さない。</p> | | | 中部土木事務所 |

| | | | | | | | | | |
|----|--------------------------------|-----------------------|-------|---|--|--|--|--|---------|
| 58 | 港湾海岸事業技術審査支援業務委託(H30) | 総合評価方式による発注関係事務(技術審査) | 519 | ○ | | <p>契約の性質または目的が競争入札に適しないため(地自令167の2-1-2)</p> <p>技術提案を含む申請書の審査にあつては、総合評価の評価基準に則り、合理的かつ公平・公正な技術審査を実施し、競争参加者が同じ条件の下で評価される必要がある。</p> <p>このため、工事受注者等と利害関係がない独立した機関において業務を実施する必要があり競争入札に適さない。</p> | | | 中部土木事務所 |
| 59 | 道路事業技術審査支援業務委託(H30-1) | 総合評価方式による発注関係事務(技術審査) | 1,923 | ○ | | <p>契約の性質または目的が競争入札に適しないため(地自令167の2-1-2)</p> <p>技術提案を含む申請書の審査にあつては、総合評価の評価基準に則り、合理的かつ公平・公正な技術審査を実施し、競争参加者が同じ条件の下で評価される必要がある。</p> <p>このため、工事受注者等と利害関係がない独立した機関において業務を実施する必要があり競争入札に適さない。</p> | | | 中部土木事務所 |
| 60 | H31中城湾港(泡瀬地区)技術審査支援業務委託(港湾・道路) | 総合評価方式による発注関係事務(技術審査) | 4,482 | ○ | | <p>契約の性質または目的が競争入札に適しないため(地自令167の2-1-2)</p> <p>技術提案を含む申請書の審査にあつては、総合評価の評価基準に則り、合理的かつ公平・公正な技術審査を実施し、競争参加者が同じ条件の下で評価される必要がある。</p> <p>このため、工事受注者等と利害関係がない独立した機関において業務を実施する必要があり競争入札に適さない。</p> | | | 中部土木事務所 |

| | | | | | | | | | |
|----|----------------------|-----------------------|-----|---|--|--|--|--|---------|
| 61 | 港湾事業等技術審査支援業務委託(H30) | 総合評価方式による発注関係事務(技術審査) | 519 | ○ | | <p>契約の性質または目的が競争入札に適しないため(地自令167の2-1-2)</p> <p>技術提案を含む申請書の審査にあつては、総合評価の評価基準に則り、合理的かつ公平・公正な技術審査を実施し、競争参加者が同じ条件の下で評価される必要がある。</p> <p>このため、工事受注者等と利害関係がない独立した機関において業務を実施する必要があり競争入札に適さない。</p> | | | 中部土木事務所 |
| 62 | 砂防事業技術審査支援業務委託(H30) | 総合評価方式による発注関係事務(技術審査) | 530 | ○ | | <p>契約の性質または目的が競争入札に適しないため(地自令167の2-1-2)</p> <p>技術提案を含む申請書の審査にあつては、総合評価の評価基準に則り、合理的かつ公平・公正な技術審査を実施し、競争参加者が同じ条件の下で評価される必要がある。</p> <p>このため、工事受注者等と利害関係がない独立した機関において業務を実施する必要があり競争入札に適さない。</p> | | | 中部土木事務所 |

| | | | | | | | |
|----|------------------------|------|-------|---|--|--|---------|
| 63 | 道路事業総合的技術支援業務委託(H30-1) | 監督業務 | 6,502 | ○ | <p>本業務を行う路線は、臨港道路浦添線、浦添北道路の結節点である浦添ICから国道58号線城間交差点までを結ぶ延長L=1.6kmの路線であり、部分供用開始後には、現道交通の多い路線となることが想定される。</p> <p>安全且つ迅速な施工が求められており、現場管理を行う上で、高度な技術的判断が必要である。</p> <p>建設技術センターは、建設事業に関する技術及び事務の改善向上と建設工事用資材の適正な品質確保を図ることにより、建設事業の振興発展に寄与することを目的として、沖縄県及び市町村の出資により設立された財団である。このような趣意で設立された建設技術センターは、十分な知識・経験を有する職員が配置され、当該路線に係る監督代行業務を適正に行う条件を備えているため、契約の相手方とした。</p> | | 中部土木事務所 |
|----|------------------------|------|-------|---|--|--|---------|

| | | | | | | | | |
|----|----------------------|------|--------|---|--|--|--|---------|
| 64 | 街路事業総合的技術支援業務委託(H30) | 監督業務 | 11,346 | ○ | | <p>本業務の内容は、パイプライン線における監督代行であり、発注者の責務でアル発注関係事務の適切な実施を求められるものであることから、民間コンサルタント等を対象とした競争入札には適さない。</p> <p>本業務の対象とするパイプライン線街路改良工事は、現況幅員が8mと狭く、切土高さ6.5m、盛土高さ10mの大規模な切盛造成が必要な工事である。そのため、仮設道路を東西交互に切り回して段階的に行う施工計画となっており、①交通管理者及び交通情報センターとの交通切り回しの調整、②電力会社、通信会社との電柱仮移設の調整、③上下水道管理者との埋設管仮移設の調整について、工事を進めながら綿密に行う必要があり、現場管理には迅速な行政的判断が求められる。</p> <p>建設技術センターは、関係法令・制度の遵守、手続等を適切に実施する能力と実績を有する職員が配置されていることから、当該路線に係る監督代行業務を適正に行う条件を備えている。</p> | | 中部土木事務所 |
|----|----------------------|------|--------|---|--|--|--|---------|

| | | | | | | | | |
|----|------------------------|------|--------|---|--|--|--|---------|
| 65 | 道路事業総合的技術支援業務委託(H30-2) | 監督業務 | 10,358 | ○ | | <p>本業務は、浦添西原線における監督代行業務であり、発注者の責務である発注関係事務の適切な実施を求められることから、民間コンサルタント等を対象とした競争入札には適さない。</p> <p>(一財)沖縄県建設技術センターは、建設事業に関する技術及び事務の改善向上と建設工事用資材の適正な品質確保を図ることにより、建設事業の振興発展に寄与することを目的として、沖縄県及び市町村の出資により設立された財団である。このような趣意で設立された建設技術センターは、十分な知識・経験を有する職員が配置され、当該路線に係る監督代行業務を適正に行う条件を備えているため、契約の相手方とした。</p> | | 中部土木事務所 |
|----|------------------------|------|--------|---|--|--|--|---------|

| | | | | | | | | |
|----|------------------------|------|--------|---|--|--|--|---------|
| 66 | 街路事業総合的技術支援業務委託(H30-2) | 監督業務 | 12,161 | ○ | | <p>本業務の内容は、パイプライン線における監督代行であり、発注者の責務でアル発注関係事務の適切な実施を求められるものであることから、民間コンサルタント等を対象とした競争入札には適さない。</p> <p>本業務の対象とするパイプライン線街路改良工事は、現況幅員が8mと狭く、切土高さ6.5m、盛土高さ10mの大規模な切盛造成が必要な工事である。そのため、仮設道路を東西交互に切り回して段階的に行う施工計画となっており、①交通管理者及び交通情報センターとの交通切り回しの調整、②電力会社、通信会社との電柱仮移設の調整、③上下水道管理者との埋設管仮移設の調整について、工事を進めながら綿密に行う必要があり、現場管理には迅速な行政的判断が求められる。</p> <p>建設技術センターは、関係法令・制度の遵守、手続等を適切に実施する能力と実績を有する職員が配置されていることから、当該路線に係る監督代行業務を適正に行う条件を備えている。</p> | | 中部土木事務所 |
|----|------------------------|------|--------|---|--|--|--|---------|

| | | | | | | | | |
|----|------------------------|----------|-------|---|--|--|--|---------|
| 67 | 道路事業総合的技術支援業務委託(H31-1) | 監督業務 | 8,576 | ○ | | <p>本業務は、浦添西原線における監督代行業務であり、発注者の責務である発注関係事務の適切な実施を求められることから、民間コンサルタント等を対象とした競争入札には適さない。</p> <p>(一財)沖縄県建設技術センターは、建設事業に関する技術及び事務の改善向上と建設工事用資材の適正な品質確保を図ることにより、建設事業の振興発展に寄与することを目的として、沖縄県及び市町村の出資により設立された財団である。このような趣意で設立された建設技術センターは、十分な知識・経験を有する職員が配置され、当該路線に係る監督代行業務を適正に行う条件を備えているため、契約の相手方とした。</p> | | 中部土木事務所 |
| 68 | 具志川環状線道路台帳調書作成業務委託 | 道路台帳調書作成 | 4,774 | ○ | | <p>本業務は、具志川環状線における道路台帳の調書作成業務である。</p> <p>道路台帳をより有効に活用するため、(一財)沖縄県建設技術センターにおいて道路台帳調書のデータを一元的に管理し、データを蓄積している。</p> <p>本路線についてもデータを同センターで一元管理してもらうこととしており、そのため、同業務は(一財)沖縄県建設技術センターに発注することが契約の性質上、適正と判断し、契約の相手方とした。</p> | | 中部土木事務所 |

| | | | | | | | | | |
|----|--------------------------------|------------|-------|---|--|--|--|--|---------|
| 69 | 中部管内特殊車両通行許可申請等審査支援業務委託j(H30) | 特殊車両通行許可申請 | 2,128 | ○ | | <p>本業務である特殊車両通行許可申請の審査にあたっては、車両の特殊性や積載する貨物の特殊性等について総合的に判断し、合理的かつ公平・公正な審査を実施する必要がある。</p> <p>特殊車両通行の申請にあたっては、貨物輸送の他、建設車両系が多く申請されることから、工事受注者等との利害関係がない独立した機関において審査を実施する必要があり、競争入札に適さない。</p> <p>沖縄県建設技術センターは、社会資本整備等への支援により県民福祉の増進に寄与することを目的として、県市町村の出損により設立されており、民間事業者との利害関係が無い独立した機関であり、公正・中立な立場で審査を行える唯一の期間である。</p> <p>また、同センターは県管理道路等の台帳を一元的に管理するための「公共施設情報管理システム」を構築し運用しており、審査に必要となる道路台帳等が保管されていることから円滑な業務実施が可能であり、契約の相手方として選定した。</p> | | | 中部土木事務所 |
| 70 | 県道16号線(大湾～古堅)道路台帳調書作成業務委託(H30) | 道路台帳調書作成 | 1,642 | ○ | | <p>本業務は、別業務で作成した道路台帳を(一財)沖縄県建設技術センターが保有している公共施設情報管理システムに登録し、道路台帳調書を作成するものである。</p> <p>本システムに関する著作権・使用権は(一財)沖縄県建設技術センターが保有しているため、契約の相手方とした。</p> | | | 中部土木事務所 |

| | | | | | | | | |
|----|-----------------------------------|--|-------|---|--|---|--|---------|
| 71 | 中部管内橋梁定期点検 照査支援業務委託 (H30) | 橋梁定期点検データ 登録、データベース の構築、維持管理、 データ更新業務 | 1,426 | ○ | | <p>本業務は、一般財団法人沖縄県建設技術センターが整備・管理している「OCTC公共施設情報管理システム」へ橋梁定期点検データを登録し、データベースの構築、維持管理、データ更新を行うものである。</p> <p>OCTC公共施設情報管理システムは、県内の道路や河川等各公共施設の統合台帳であり、同システムを利用することで、本庁や各土木事務所と台帳を共有することができ、効率よく業務を行うことができるものである。</p> <p>同システムの著作権・使用权は(一財)沖縄県建設技術センターが有しており、業務を円滑かつ、適正に実施できる唯一の期間であるため、契約の相手方とした。</p> | | 中部土木事務所 |
| 72 | 港川海岸保全区域指定 変更図書作成業務委託 (H30) | 海岸台帳作成 | 702 | ○ | | <p>契約の性質又は目的が競争入札に適しないため(地自令167の2①二)</p> <p>本業務にて作成された海岸台帳は(一財)沖縄県建設技術センターの所有する「公共施設情報管理システム」に反映され、公共施設の適正かつ効率的な業務の支援ができるようになる。そのため、「公共施設情報管理システム」の著作権・使用权を有する(一財)沖縄県建設技術センターと地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき随意契約を締結するものである。</p> | | 中部土木事務所 |

| | | | | | | | | | |
|----|-------------------------------|--|--------|---|--|--|--|--|---------|
| 73 | 県道20号線(泡瀬工区)橋梁コンクリート耐久性検討業務委託 | コンクリート耐久性検討 | 11,539 | ○ | | <p>本業務は、長大橋の耐久性向上を目的として、コンクリート施工時の品質確保のための「目視評価チェックリスト(案)」の施行と課題等の整理を行うとともに、コンクリートPC箱桁で発生するひび割れ対策としてのCCFC(Carbon Fiber Composite Cable)導入の配筋等に関する調査検討である。</p> <p>上記業務は、県のコンクリート品質確保に向けた取り組みであり、その方法検討や評価を公正・中立に遂行可能な機関は(一財)沖縄県建設技術センターのみであるため、契約の相手方とした。</p> | | | 中部土木事務所 |
| 74 | 北部地区港湾事業技術審査等支援業務委託(H30-1) | 本業務は、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」に基づき実施する総合評価方式一般競争入札における競争参加資格確認申請書の審査を合理的かつ公平・公正な技術審査を実施するものである。 | 2,366 | ○ | | <p>総合評価の評価基準に則り合理的かつ公平・公正な技術審査を実施する必要があるため、民間事業者との利害関係が無い独立した唯一の機関である(一財)沖縄県建設技術センターを契約の相手方として選定した。</p> | | | 北部土木事務所 |
| 75 | 宇茂佐急斜地技術審査等支援業務委託(H30-1) | 本業務は、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」に基づき実施する総合評価方式一般競争入札における競争参加資格確認申請書の審査を合理的かつ公平・公正な技術審査を実施するものである。 | 551 | ○ | | <p>総合評価の評価基準に則り合理的かつ公平・公正な技術審査を実施する必要があるため、民間事業者との利害関係が無い独立した唯一の機関である(一財)沖縄県建設技術センターを契約の相手方として選定した。</p> | | | 北部土木事務所 |

| | | | | | | | | | | |
|----|--------------------------------|--|-----|---|--|--|---|--|--|---------|
| 76 | 北部管内技術審査等支援業務委託(H30-1) | 本業務は、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」に基づき実施する総合評価方式一般競争入札における競争参加資格確認申請書の審査を合理的かつ公平・公正な技術審査を実施するものである。 | 551 | ○ | | | 契約相手である沖縄県建設技術センターは、社会資本整備等への支援により県民福祉の増進に寄与することを目的として、県市町村の出捐により設立されており、民間業者との利害関係がなく、公平・公正な技術審査ができる唯一の機関であり、他に変わるものはないことから随意契約を締結した。 (第167条の2第1項第2号) | | | 北部土木事務所 |
| 77 | 北部管内河川技術審査等支援業務委託(H30-1) | 本業務は、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」に基づき実施する総合評価方式一般競争入札における競争参加資格確認申請書の審査を合理的かつ公平・公正な技術審査を実施するものである。 | 897 | ○ | | | 総合評価の評価基準に則り合理的かつ公平・公正な技術審査を実施する必要があるため、民間事業者との利害関係が無い独立した唯一の機関である(一財)沖縄県建設技術センターを契約の相手方として選定した。 | | | 北部土木事務所 |
| 78 | 金武湾港海岸(ギンバル地区)技術審査等支援業務委託(H30) | 本業務は、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」に基づき実施する総合評価方式一般競争入札における競争参加資格確認申請書の審査を合理的かつ公平・公正な技術審査を実施するものである。 | 551 | ○ | | | 総合評価の評価基準に則り合理的かつ公平・公正な技術審査を実施する必要があるため、民間事業者との利害関係が無い独立した唯一の機関である(一財)沖縄県建設技術センターを契約の相手方として選定した。 | | | 北部土木事務所 |

| | | | | | | | | | | |
|----|----------------------------------|--|-------|---|--|--|--|--|--|---------|
| 79 | 屋部川技術審査等支援業務委託(H30) | 本業務は、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」に基づき実施する総合評価方式一般競争入札における競争参加資格確認申請書の審査を合理的かつ公平・公正な技術審査を実施するものである。 | 551 | ○ | | | 総合評価の評価基準に則り合理的かつ公平・公正な技術審査を実施する必要があるため、民間事業者との利害関係が無い独立した唯一の機関である(一財)沖縄県建設技術センターを契約の相手方として選定した。 | | | 北部土木事務所 |
| 80 | 道路事業技術審査等支援業務委託(国道449号H30) | 総合評価方式一般競争入札における技術提案を含む資格確認申請書等の審査業務 | 519 | ○ | | | 公正・中立な立場で総合評価の技術審査を行える唯一の期間であるため。 | | | 北部土木事務所 |
| 81 | 金武湾港海岸(ギンバル地区)技術審査等支援業務委託(H30-2) | 本業務は、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」に基づき実施する総合評価方式一般競争入札における競争参加資格確認申請書の審査を合理的かつ公平・公正な技術審査を実施するものである。 | 551 | ○ | | | 総合評価の評価基準に則り合理的かつ公平・公正な技術審査を実施する必要があるため、民間事業者との利害関係が無い独立した唯一の機関である(一財)沖縄県建設技術センターを契約の相手方として選定した。 | | | 北部土木事務所 |
| 82 | 北部地区港湾事業技術審査等支援業務委託(H30-2) | 本業務は、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」に基づき実施する総合評価方式一般競争入札における競争参加資格確認申請書の審査を合理的かつ公平・公正な技術審査を実施するものである。 | 2,236 | ○ | | | 総合評価の評価基準に則り合理的かつ公平・公正な技術審査を実施する必要があるため、民間事業者との利害関係が無い独立した唯一の機関である(一財)沖縄県建設技術センターを契約の相手方として選定した。 | | | 北部土木事務所 |

| | | | | | | | | | | |
|----|---------------------------------|---|-------|---|--|--|--|--|--|---------|
| 83 | 金武湾港海岸(ギンバル地区)技術審査支援業務委託(H30-3) | 本業務は、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」に基づき実施する総合評価方式一般競争入札における競争参加資格確認申請書の審査を合理的かつ公平・公正な技術審査を実施するものである。 | 551 | ○ | | | 総合評価の評価基準に則り合理的かつ公平・公正な技術審査を実施する必要があるため、民間事業者との利害関係が無い独立した唯一の機関である(一財)沖縄県建設技術センターを契約の相手方として選定した。 | | | 北部土木事務所 |
| 84 | 北部管内橋梁定期点検支援業務委託(H30) | 本業務は、(一財)沖縄県建設技術センターが整備・管理している「OCTC公共施設情報管理システム」へ橋梁定期点検データを登録し、データベースの構築、維持管理、データ更新を行うことを目的として実施するものである。 | 3,014 | ○ | | | 同システムに関する著作権・使用権は、(一財)沖縄県建設技術センターが有していることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき随意契約を締結するものである。 | | | 北部土木事務所 |
| 85 | 国道331号(指定区間外)道路台帳作成業務委託(H30) | 本業務は、道路台帳の電子化及び道路台帳調書を作成するものである。また、その電子化したデータを(一財)沖縄県建設技術センターが整備・管理している「OCTC公共施設情報管理システム」へ登録し、そのデータベースを構築し、今後の維持管理等に活用することを目的としている。 | 4,515 | ○ | | | 同システムに関する著作権・使用権は、(一財)沖縄県建設技術センターが有していることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき随意契約を締結するものである。 | | | 北部土木事務所 |

| | | | | | | | | | |
|----|------------------------------|---|-------|---|--|--|---|--|-------------|
| 86 | 幸喜海岸・海岸保全区域 台帳作成業務委託(H30) | 本業務は、「公共工 事の品質確保の促 進に関する法律」に 基づき実施する総合 評価方式一般競争 入札における競争参 加資格確認申請書 の審査を合理的かつ 公平・公正な技術審 査を実施するもので ある。 | 465 | ○ | | | 総合評価の評価基準に則り合理的 かつ公平・公正な技術審査を実施す る必要があるため、民間事業者との 利害関係が無い独立した唯一の機関 である(一財)沖縄県建設技術セン ターを契約の相手方として選定した。 | | 北部土木事務 所 |
| 87 | 平成30年度北部管内河 川台帳作成等業務委託 | 本業務は、河川台帳 の電子化及び河川台 帳調書を作成するも のである。また、その 電子化したデータを (一財)沖縄県建設 技術センターが整備 ・管理している 「OCTC公共施設情 報管理システム」へ 登録し、そのデータ ベースを構築し、今 後の維持管理等に活 用することを目的とし ている。 | 2,484 | ○ | | | 「OCTC公共施設情報管理システム」 は、河川や道路等各公共施設毎に構 築されていたデータベースシステムを 統合し、効率的・効果的に利活用でき るよう構築されたものであり、同シス テムに河川台帳のデータを登録する ことにより、これまで以上に公共施設 管理者として適正かつ効率的な業務 を実施できる。 同システムに関する著作権・使用権 は、(一財)沖縄県建設技術センター が有していることから、地方自治法施 行令第167条の2第1項第2号に基づ き随意契約を締結するものである。 | | 北部土木事務 所 |

| | | | | | | | | | |
|----|----------------------------|---|-------|---|--|---|--|--|---------|
| 88 | 真喜屋海岸・海岸保全区域台帳作成業務委託 (H30) | 本業務は、海岸台帳の電子化及び海岸台帳調書を作成するものである。また、その電子化したデータを(一財)沖縄県建設技術センターが整備・管理している「OCTC公共施設情報管理システム」へ登録し、そのデータベースを構築し、今後の維持管理等に活用することを目的としている。 | 411 | ○ | | 「OCTC公共施設情報管理システム」は、海岸や道路等各公共施設毎に構築されていたデータベースシステムを統合し、効率的・効果的に利活用できるよう構築されたものであり、同システムに河川台帳のデータを登録することにより、これまで以上に公共施設管理者として適正かつ効率的な業務を実施できる。 同システムに関する著作権・使用権は、(一財)沖縄県建設技術センターが有していることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき随意契約を締結するものである。 | | | 北部土木事務所 |
| 89 | 県道110号線道路台帳調書作成業務委託 (H30) | 本業務は、県道110号線における道路台帳調書作成業務委託である。 | 357 | ○ | | 台帳調書の作成は「公共施設情報管理システム」により実施することとしており、本業務を履行できる者は同システムを所有する(一財)沖縄県建設技術センターしかないことから随意契約を締結した。 (第167条の2第1項第2号) | | | 北部土木事務所 |
| 90 | 宮古管内工事技術審査支援業務委託 (H30) | 工事監督代行業務 | 1,340 | ○ | | 競争参加者の技術情報を適切に管理し、公正・中立な立場で技術審査を行える唯一の機関であるため。 | | | 宮古土木事務所 |
| 91 | 宮古管内橋梁定期点検支援業務委託 (H30) | 橋梁定期点検 | 1,448 | ○ | | 沖縄県建設技術センターが所有する「公共施設情報システム」に反映することで土木建築部全体での情報の共有化、公共施設の適正かつ効率的な業務の支援など統合的な管理が可能となるから。 | | | 宮古土木事務所 |

| | | | | | | | | | | |
|----|----------------------------|--------------------------------|-------|---|--|--|---|--|--|----------|
| 92 | 公共施設情報管理業務委託(道路)(H30) | 公共施設情報管理 | 2,571 | ○ | | | 沖縄県建設技術センターが所有する「公共施設情報システム」に反映することで土木建築部全体での情報の共有化、公共施設の適正かつ効率的な業務の支援など統合的な管理が可能となるから。 | | | 宮古土木事務所 |
| 93 | 宮古土木事務所管内道路台帳調書作成業務委託(H30) | 道路台帳調書作成 | 4,860 | ○ | | | 沖縄県建設技術センターが所有する「公共施設情報システム」に反映することで土木建築部全体での情報の共有化、公共施設の適正かつ効率的な業務の支援など統合的な管理が可能となるから。 | | | 宮古土木事務所 |
| 94 | 宮古管内港湾隣接地域指定図書作成業務委託(H30) | 港湾隣接地域指定図書作成 | 195 | ○ | | | 沖縄県建設技術センターが所有する「公共施設情報システム」に反映することで土木建築部全体での情報の共有化、公共施設の適正かつ効率的な業務の支援など統合的な管理が可能となるから。 | | | 宮古土木事務所 |
| 95 | 八重山土木事務所技術審査支援業務委託(H30-1) | 総合評価落札方式による工事に係る発注関係事務(技術審査)業務 | 530 | ○ | | | 公正・中立な立場で総合評価の技術審査を行える唯一の機関であるため。 | | | 八重山土木事務所 |

| | | | | | | | | |
|----|------------------------|------------------------|-------|---|--|---|--|--------------|
| 96 | 八重山管内橋梁点検照査支援業務委託(H30) | 橋梁点検照査 1式 | 1,232 | ○ | | <p>本業務は、「OCTC公共施設情報管理システム」へ橋梁定期点検データを登録し、データベースの構築、維持管理、データ更新を行う業務である。同システムは道路や河川等各公共施設ごとに構築されていたデータベースシステムを統合し、効率的・効果的に利活用できるよう構築されたものであり、(一財)沖縄県建設技術センターが所有する。同システムに橋梁定期点検等のデータを登録することにより、これまで以上に公共施設管理者として適正かつ効率的な業務が実施できる。同システムに関する著作権・使用権は(一財)沖縄県建設技術センターが有しているため、地方自治法施工令第167条の2第1項2号に基づき随意契約を締結。</p> | | 八重山土木事務所 |
| 97 | 川平高屋線道路台帳調書作成業務委託(H30) | 道路台帳作成 1式 | 1,782 | ○ | | <p>本業務は、測量等によって作成された道路台帳図に基づいて道路台帳図を作成・調製する業務である。(一財)沖縄県建設技術センターはこれまで電子化された道路台帳調書のデータを一元的に管理しており、調書出力作業を行えるのも当法人のみである。また、路線ごとの台帳整備状況の把握、各土木事務所における道路台帳の管理についても精通している。そのため、同業務は(一財)沖縄県建設技術センターに発注することが契約の性質上、適正と判断するものである。よって、地方自治法施工令第167条の2第1項2号に基づき(一財)沖縄県建設技術センターと契約。</p> | | 八重山土木事務所 |
| 98 | 浦添西原線技術審査支援業務委託(H30) | 工事入札者から提出される技術資料の分析・整理 | 4,050 | ○ | | <p>競争参加者の技術情報を適切に管理し、公正・中立な立場で技術審査を行える唯一の機関であるため。</p> | | 都市モノレール建設事務所 |

| | | | | | | | | | | |
|-----|---------------------------------|--|---------|-----|---|---|--|---|--|--------------|
| 99 | 沖縄都市モルール延長事業総合的技術支援業務委託(H30-1) | 設計・計算、監督代行、検査支援業務の一連の業務を実施し、発注関係事務の総合的支援を行う。 | 10,433 | ○ | | | 業務の各段階において、関係法令に精通し、公平公正で適切な判断が求められる。センターは、業務の性質上必要となる能力と実情を有しており、民間事業者と利害関係のない独立した唯一の機関であるため。 | | | 都市モノレール建設事務所 |
| 100 | 浦添西原線道路台帳調書作成業務委託(H30-1) | 道路台帳の調書作成業務 | 2,852 | ○ | | | 台帳調書の作成は「公共施設情報管理システム」により実施するため、同システムを所有するセンターに委託する。 | | | 都市モノレール建設事務所 |
| 101 | 沖縄都市モノレール延長事業総合的技術支援業務委託(H30-2) | 設計・計算、監督代行、検査支援業務の一連の業務を実施し、発注関係事務の総合的支援を行う。 | 1,556 | ○ | | | 業務の各段階において、関係法令に精通し、公平公正で適切な判断が求められる。センターは、業務の性質上必要となる能力と実情を有しており、民間事業者と利害関係のない独立した唯一の機関であるため。 | | | 都市モノレール建設事務所 |
| 102 | 下水道関連システム整備業務委託(H30) | 既導入済みの下水道台帳システム及び工事資料検索システムのデータ更新、機能追加等の業務 | 2,787 | ○ | | | 本業務は、既存システムを構築した(一財)沖縄県建設技術センター以外に請負えないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により同センターを選定した。 | | | 下水道事務所 |
| 合計 | | | 386,093 | 102 | 0 | 0 | | 1 | | |